

本案件の環境影響評価に関する法令上の取扱いについて

本案件は環境影響評価法施行令別表第 1 に定めている第一種事業に該当する。

- ・ 事業の種類
電気事業法第 38 条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事業
- ・ 第一種事業の要件
出力が 15 万 kW 以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事業

環境アセスメントの手続の流れ

